令和6年度　第1回田原市地域公共交通会議会議録

会　　議　　名	［第67回］令和6年度 第1回田原市地域公共交通会議
開　催　日　時	令和6年6月14日（金）14：00～15：50
開　催　場　所	田原市役所　大会議室（1階）
出席者氏名 （敬称略）	**（委員）** ○田原市副市長　鈴木　亨**[会長]** ○田原市都市建設部長　河邉　俊和**[副会長][議長]** ○豊鉄バス株式会社常務取締役　綿貫　琢也 ○豊鉄ミデイ株式会社取締役支配人　西山　恭昭 ○渥美交通株式会社代表取締役　鈴木　雅 ○愛知県タクシー協会豊橋支部長（豊鉄タクシー㈱取締役社長）　長縄　則之 ○豊橋鉄道株式会社代表取締役社長　（代理）坂野　慎 ○東海北陸旅客船協会（伊勢湾フェリー㈱取締役社長）　宮脇　幸次 ○田原市老人クラブ連合会長　長神　隆士 ○田原市地域コミュニティ連合会長　眞木　泰弘**[監事]** ○田原市商工会副会長　天野　英一郎**[監事]** ○一般社団法人田原青年会議所理事長　（代理）加子　貴啓 ○田原市民生児童委員協議会主任児童委員　柴田　邦子 ○国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官 （企画調整担当）　宮川　高彰 ○豊橋鉄道労働組合中央執行委員長　（代理）廣田　勉 ○愛知県都市・交通局交通対策課担当課長　（代理）藤原　太陽 ○愛知県田原警察署交通課長　兵藤　収 ○愛知県東三河建設事務所維持管理課長　奥谷　敦史 ○豊橋技術科学大学建築・都市システム学系准教授　松尾　幸二郎**[副会長]** ○一般社団法人渥美半島観光ビューロー事務次長　彦坂　真 **（事務局）** □都市建設部街づくり推進課長　鳥居　伸光 □都市建設部街づくり推進課 都市政策係課係長　大堀　篤志 □都市建設部街づくり推進課 都市政策係主事　樽谷　佳奈子 □都市建設部街づくり推進課 都市政策係主事補　川嶋　勇希 □福祉部高齢福祉課長　河合まり子
欠席者氏名 （敬称略）	○公益社団法人愛知県バス協会専務理事　小林　裕之

報　告　事　項	(1)役員の選任について (2)令和5年度田原市公共交通利用者実績等について (3)第2次田原市地域公共交通戦略計画(地域公共交通網形成計画) 　における実施計画に関する令和5年度の主な取組について (4)第3次田原市地域公共交通戦略計画(地域公共交通計画) 　における重点施策実施計画について (5)東三河Maas実証事業について		
協　議　事　項	(1)令和5年度事業報告・収支決算(案)について (2)田原市地域公共交通計画　別紙(令和7年度)(案)について (3)コミュニティバス車両の移動等円滑化基準適用除外について (4)分科会の設置について		
会 議 の 要 旨	以下のとおり。	**傍　聴　者**	4名(傍聴者1名・随行者3名)

［1　会長挨拶］

鈴木会長(副市長)

　皆様こんにちは、本年度より本交通会議の会長に就任しました副市長の鈴木でございます。
　委員の皆様方におかれましては、日頃より田原市の公共交通に関して、ご尽力いただき、誠にありがとうございます。また、本年度から新たに委員に就任していただいた方々につきましては、お引き受けいただき、誠にありがとうございます。
　私は平成19年、20年の頃に公共交通を担当しておりました。本会議の立ち上げや第1次の田原市地域公共交通戦略計画の作成に携わって参りました。本会議はみんなで主体的に役割を持って決める、大変大きな役割を持った会議でございます。
　地域の皆さんと一緒になってどうすれば公共交通を維持することができるのかというのを、主体的に議論する場となります。第1次田原市地域公共交通戦略計画では、地域による地域のための公共交通の活性化及び再生を目指しまして、「誰もが安心して移動できるまち」という基本方針を定めました。こちらの方針は、第3次の地域公共交通計画にも引き継がれております。
　現在は平成20年の頃と比べて大きく社会情勢も変わりました。また地域公共公共交通に対するニーズやその手法も多様化しております。最近では、ライドシェアについて、テレビや新聞で数多く見るようになりました。この交通会議におきましても、昨年度策定した第3次田原市地域公共交通戦略計画の重点施策に「タクシー不足の解消」を掲げて検討していくこととしています。
　その他にも重点施策には、「伊良湖支線の維持等に向けての取組」や「高齢者や高校生に対しての公共交通利用促進の充実」などを掲げており、今後スピーディに取り掛かり、少しでも前進するよう努めてまいります。
　委員の皆様方におかれましては、より良い公共交通にするため、一緒にご検討、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
　なお本日の協議事項は、令和5年度事業実績収支決算案についてをはじめ、4項目ございます。慎重審議のほどよろしくお願いします。
　以上で、挨拶とさせていただきます。

	［２　報告事項］ **（1） 役員の選任について**
鈴木会長 （副市長）	それではまずはじめに役員の選任について報告させていただきます。 副会長に豊橋技術科学大学　建築・都市システム学系准教授の松尾委員、田原市都市建設部長の河邉委員、監事には、田原市地域コミュニティ連合会会長の眞木委員、田原市商工会副会長の天野委員を指名させていただきました。どうぞ、よろしくお願いいたします。 また、設置要綱に基づき、本会議の議長は、会長の私が指名することになっております。副会長の田原市都市建設部長の河邉委員を指名させていただきます。それでは、以後の進行をお願いいたします。
河邉議長 （都市建設部長）	ただいま会長から副会長と議長の指名を受けました、田原市都市建設部長の河邉俊和と申します。よろしくお願いします。 議長として効果的な議事進行に努めますとともに、委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見を頂戴し、スムーズな議事運営にご協力をお願いしたいと思います。
	（2）令和５年度田原市公共交通利用者実績等について ※事務局より説明【資料1】
松尾副会長 （技科大）	ご説明ありがとうございます。 利用実績の一番上の表で、ぐるりんバスと渥美線は、令和15年度の目標を、令和5年度に達成されたことになっていて、これ自体はいいことだと思っていますが、今後目標指標を上方修正するということは考えられるのでしょうか。
事務局	合計の目標指標にも関わりがありますので、個々の目標については数年この数値でいこうと考えています。数年様子を見た中であまりにも実態とかけ離れている場合は変更していこうと考えております。
松尾副会長 （技科大）	目標達成したからと言って利用促進を緩めることはないと思いますので、引き続きよろしくお願いします。
宮川委員 （愛知運輸支局）	今の松尾先生のご意見の関係で、公共交通計画の目標自体は改めなくてもいいかなと思うのですが、後ほど議題に出てくる計画の別紙等で確認指標のようなものを定めることができますのでご検討いただければと思います。今年度の取組で話題に上がると思いますが、なかなか利用者が伸びてこない伊良湖本線や支線についても、伸びない理由やそれに対する対策をどのようなことやっているのかをご報告いただけたらと思います。
事務局	ありがとうございます。別の確認指標等については検討していければと思います。また、伊良湖本線・支線については、今回重点施策で様々なことを検討してまいりますので、皆様方の意見をお聞きしながら進めていければと思います。

	（3）第２次田原市地域公共交通戦略計画（地域公共交通網形成計画）における実施計画に関する令和５年度の主な取組について ※事務局より説明【資料2－1、2－2】 ※意見等なし **（4）第３次田原市地域公共交通戦略計画（地域公共交通計画）における重点施策実施計画について** ※事務局より説明【資料3】
河邉議長 （都市建設部長）	それでは資料3に記載されている、2－4の高校生の通学定期補助の利用実態の分析等の実施について、松尾委員よりご説明をお願いします。
松尾副会長 （技科大）	ただいまご説明にありました2－4の高校生の通学定期補助の利用実態の分析等の実施ということですが、うちの研究室がメインで関わらせていただく予定になっていますので、どんなことやろうとしているかを説明させていただきます。 先ほど事業報告の際に高校生の通学定期3割補助という話題があったと思います。令和元年度の後半ぐらいから実施していただいていて、一定の効果はあると思うのですが、どのぐらい効果があったのか、或いはちょっと想定していたより少なかったか等の実態がまだしっかり分析できていないというところがありますので、そちらをしっかりと分析したいと考えています。例えば3割補助というのが、その通学定期を買おうというインセンティブとして十分なのかというところも含めて調べていきます。それからそもそも公共交通である、伊良湖本線・支線を使って通学するということを各高校生世帯がどのぐらい望んでいるのかも明らかにしたいと思っています。本当はバスに乗って通学してもらいたいけど、値段が高いとか不便だから利用できなくて仕方なく送迎するしかないというご家庭もあると思っています。そういったことをしっかり把握して、その上でしっかり高校生の移動の施策を考えていくための調査をしようと考えています。 やはり公共交通というと、高齢の方の足というイメージ、特に地域でやっているコミュニティバス等はそのイメージがあると思います。高校生は今後地域を担う大人になっていきますが、この地域に住むということを考えるうえで公共交通がどのぐらい便利かということが重要だと思います。親御さんにとっては高校生を送迎するのが大変なので、引っ越して近くから通うという事態にもなりかねないと思っています。高校生がいる世帯がずっと田原に住んでもらうということを含めて、公共交通施策として実施する必要があると考えておりますので、それのベースとなる調査を今年度、学生と一緒にさせていただきたいと思っております。
河邉議長 （都市建設部長）	ありがとうございました。その他ご意見ございませんか。
彦坂委員 （渥美半島観光	観光ビューローの彦坂と申します。2－3の部分に関連した意見をさせていただきます。観光ビューローでは特に菜の花の時期に菜の花まつりを開催しておりま

ビューロー)	す。菜の花ガーデンについては、年間約6万7千人の利用があります。利用者の方とのやり取りで、公共交通を使って自分で帰りたい、どこか観光していきたいけど、どこがが一番近いバス停ですかというご質問をよくいただいております。その際は3kmほど離れたところにバス停がありますよという説明をしております。それから、夏の時期はヒマワリを植えているのですが、どうすれば公共交通でそちらへ行くことができますかという質問をよくいただいています。 せめて菜の花ガーデンのところに午前午後1本でも通過していただければ、支線全体の利用率の向上にも繋がるかと考えておりますので、延伸をご検討いただければありがたいなと思います。
宮川委員 (愛知運輸支局)	先ほど松尾先生の方から高校生の通学時からバスに親しむことが非常に重要だというお話がありました。できるだけ小さい頃から、バスに親しんでいただくことが将来的に公共交通の利用者の確保、公共交通を使う習慣づけができると思います。例えばですけども、ここに高齢者に対してバスの乗り方教室を実施すると記載がありますが、お孫さんと一緒に参加できるような機会を作ると、ご家族で参加して楽しく学ぶことができるかなと思うのでそのようなこともご検討いただければと思います。
事務局	ありがとうございます。お孫さんも一緒という乗り方教室は検討させていただきたいと思います。後ほど紹介させていただきますが、豊鉄バスさんや豊橋鉄道さんと連携いたしまして、渥美線博士やバス博士ということで小学生を対象としたイベントを毎年企画しております。 また東三河広域では50円バスということで、親子でご利用いただけるような施策も行っておりますので、また宮川委員から言われたお孫さんと一緒にという施策は新たな視点ですので、検討させていただければと思います。
	(5)東三河MaaS実証事業について ※豊橋鉄道株式会社坂野委員より説明【資料4】
松尾副会長 (技科大)	ご説明ありがとうございます。すごくいい事業だなと思います。4ページのスケジュールで記載があるように、今回アプリを10月から7月までの4ヶ月で実証をやるということなので、じっくりアプリが周知されていくという時間はなく、かなりインパクトがあることをセットでやる必要があるかなと思っています。私も関わらせていただくことになっていますが、ぜひこれは豊鉄さんだけではなく、この会議で紹介していただいているということもあり、各自治体さんがかなりインパクトのあることをやっていいただくのが大事だと思っています。こちらの予算の使い方、県の補助の使い方として利用促進イベントへも予算を使えるというふうに聞いています。 先ほど宮川さんのお話もあったのですが、例えば富山市では、孫とおでかけするという部分に着目した施策を実施しています。高齢者と孫というのは非常にいい組合せで、一緒に出かけてくれると保護者としては、子供を連れていってくれるので非常に助かるということで子育て支援にもなりますし、おじいちゃんおばあちゃんが外に出るということで健康支援にもなります。特に孫と一緒におでかけするというのが、新しいお出かけになります。こうしたお出かけに公共交通の相性がよく、保護者としても車でお出かけしてもらうよりも安心ということで、一石三鳥か四鳥

	ぐらいになります。富山はそこに着目して、おじいちゃんおばあちゃんと孫と一緒にお出かけすると、公共施設の入館料を全て無料にしています。 　これは財政負担が増えるように思えるのですが、むしろ新しいおでかけが増えていると考えると、財政負担が増えることになりません。おじいちゃんおばあちゃんが孫と出かけるといろんなところで食事をしてくれるので、お金がむしろ落ちるという効果があったと聞いております。これはやはり無料でやるということで非常にインパクトがあって、最初は富山市で始めたものが、富山県内の自治体に波及していっています。今回東三河のケースですとアプリを使うというハードルがありますが、おじいちゃんがわからなくても孫が教えてくれると思います。 　ぜひこのぐらいインパクトのあることをやっていただくといいかと思います。
	［３　協議事項］ **（１）令和５年度事業報告・収支決算（案）について** 　　※事務局より説明【資料5－1、5－2】、天野監事から監査報告
河邉議長 （都市建設部長）	ただいまの協議事項について、承認いただける方は挙手をお願いします。 　　　※全員挙手。全会一致で承認。
	（２）田原市地域公共交通計画　別紙（令和７年度）（案）について 　　※事務局より説明【資料6－1、6－2，6－3，6－4】
松尾副会長 （技科大）	事前に確認させていただいておりましたのでその際に気づけばよかったのですが、伊良湖支線は補助路線として計画に記載しなくてよろしいのでしょうか。
事務局	今回伊良湖本線の渥美病院田原駅前保美系統という系統が愛知県さんの計画に位置付けられないということで、田原市の計画に位置付けて補助金に申請を行う形になりました。伊良湖支線については愛知県さんのほうで引き続き補助金の申請をしていただいております。
宮川委員	少し補足説明をさせていただきます。国の補助金については幹線補助とフィーダー補助という2種類あります。先ほどご説明があったように合併前の市町村間を運行する役割をもったものを幹線補助といい、そちらの路線に人を運んでくる地域内の交通を補完するってものがフィーダー補助という役割になっております。この幹線補助につきましては、これまですべて愛知県の協議会で一括して国に申請をいただいていたのですが、6年10月分からの申請について、基本的に各市町村さんで収まるものについては、各市町村さんから申請してほしいという形に変更になりました。ですので今回は1系統のみ田原市さんから申請していただくということになっております。
河邉議長	それでは田原市地域公共交通計画別紙について、採決に移ります。本案につ

（都市建設部長）	いて、原案どおり承認することに異議ない方は挙手をお願いいたします。 ※全員挙手。全会一致で承認。 **（3）コミュニティバス車両の移動等円滑化基準適用除外について** ※事務局より説明 【資料7】
松尾副会長 （技科大）	ご説明ありがとうございます。最後のところの車椅子利用者については、福祉有償運送で対応するというお話ですが、具体的にこのバスに乗りたいという連絡管が来た時にどう対応するのか決まりがあるのでしょうか。豊川市ですと前日までに連絡するとそのバスに合わせて車いすが乗れる車両が付いていくというように対応がすべて決まっているのですが、今回のケースでも福祉有償運送と話し合って対応を決めておくことが必要なのではないかと思います。
事務局	ありがとうございます。まだ具体的にそ、そういう手はずまでは取れていない状態ですので、福祉部局の方と調整はしていきながら体制を整えていきたいと考えております。
宮川委員 （運輸支局）	念のため確認させていただきますが、今までに車いすやバリアフリー施設がないと乗れない方が、ぐるりんバスに乗りたいという問合せはなかったでしょうか。
事務局	そういった問合せについては今のところ把握しておりません。
兵藤委員 （田原警察）	こちらの福祉有償の車両ですが、これは利用したいという人がいた場合のみ動く車両なのでしょうか。
事務局	そうです。
兵藤委員 （田原警察）	ありがとうございます。これの利用について、この日は動きますかという質問はどこにすれば答えが返ってきますか。
事務局	障害者福祉有償運送については、市内福祉事業者が2社あったかと思うのですが、そこの事業者さんに連絡をして迎えに来てくれるというものがサービスとして存在しています。
河邉議長 （都市建設部長）	そちらは市のホームページに載っていますか。
事務局	利用できるところについてはホームページには載っています。障害者福祉手引きと高齢者福祉手引きというものがあり、有償運送をしている事業者さんが一覧として載っていますので、障害者の方はそういったサービス事業者さんの方に連絡を取って移動しているというのが実態ですので、公共交通というよりも福祉有償運送を利用されている方が多いです。

兵藤委員 （田原警察）	年間として大体どれぐらい利用したか数字はありますか。
事務局	すぐにお出しできる資料がなく申し訳ありません。
兵藤委員 （田原警察）	どこの市でもやっているのですか。。
事務局	福祉有償運送はどの市でも実施しています。
松尾副会長 （技科大）	ホームページを見れば適用除外されているかどうかというのがすぐにわかるようになっている必要があると思います。いざ乗ろうと思って乗れないということになると困りますので、すぐに情報が手に入るようにしていただきたいと思います。
宮川委員 （運輸支局）	福祉有償運送は運送できる障害の度合い等が予め決まっていて、NPO法人等で事前に登録された方が対象になっています。 問題になるのは田原市外の方が観光等で訪れたときにバスに乗ろうとした際はどうするのかという話です。その場合はタクシーを使っていただくということがメインになると思います。 先ほど松尾先生がおっしゃったように、そういう方に対して情報提供ができるような体制や、そういった方が見えたときにUDタクシーが配車できるような体制の整備が望まれる形になると思います。
事務局	ありがとうございます。今のご質問を踏まえまして、ホームページ等で問い合わせの場所が掲載できるように対応をさせていただきます。
河邉議長 （都市建設部長）	それではについて、コミュニティバス車両の移動等円滑化基準適用除外について採決に移ります。本案について、原案どおり承認することに異議ない方は挙手をお願いいたします。 ※全員挙手。全会一致で承認。 **（4）分科会の設置について** ※事務局より説明【資料8】
天野委員 （商工会）	田原市のタクシー不足について大きく前進していくということで、かなり意味ががあることではないかと思うのですが、1点申し上げたいのが設置の目的についての部分についてです。何が起こっていて、何が困っていて、どういう人が困っているのかをしっかり議論していただくことが大事ではないかと思います。現状を踏まえてどのようなニーズが隠れているのかというのを明らかにすることを第1歩としていただきたいと考えています。 構成メンバーを見ていますと運輸主体の方が中心になってご意見をいただくような印象を受けました。その辺りはすごく心配しています。事情等を踏まえずに手

	法から議論が始まってしまうのではないかと感じています。手法から議論が始まってしまうのではないかという恐れがあります。 実際に商工業者でも、伊良湖で会議を開催しても帰る手段がない、宴会をしてもそこからの交通手段がないという事例が起こっています。先日もある方とタクシー難民になってしまって、タクシーを待つのに付き合っていると12時過ぎになってしまったというような話があり、そういったことが頻発しています。 是非とも現状を把握していただいて、利用者や商工業者の方にどういったニーズが潜んでいるのかということを議論していただく、またそういった方向でメンバー構成を考えていただきたいと思います。 事業者さんにヒアリングするのはいいですが、その方たちがあたかも議論をリードする、安全性ばかりを重視するような議論になってしまっては事の本質を見失ってしまうのではないかという懸念がありますので、考えていただければありがたいです。
事務局	天野委員からご指摘がありましたが、令和4年度に市民に対するアンケートを実施しており、どういったニーズがあるのか市民にご意見をいただいております。また、渥美商工会や飲食店もしくは旅館組合等から、送り迎えができないということでライドシェアができないのかというご意見や課題をいただいております。改めて必要に応じて市民や団体等を巻き込みながら順に委員の方にも必要に応じて参画していただいて一緒になって検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
松尾副会長 （技科大）	今日のこの後の会議のメンバーについて、私も天野委員と同じような印象は受けました。私自身も土地勘があまりないので、本当は利用者側の方に入っていただいた方がいいかなと思います。
事務局	この交通会議は年に3回ですが、こちらの分科会については月に1回程度のスパンで開催したいと考えておりますので、交通会議の委員以外にも飲食店組合や商工会さん等の主体になり得るところは、ぜひメンバーにも入っていただきながら、進めていければと思っておりますのでよろしくお願いします。 今日の分科会では、タクシー事業者の方と事務局の中で、現状どういった手法があるかというところだけ確認をしていきながら次に進めたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
河邉議長 （都市建設部長）	補足ですが今回お配りした公共交通戦略計画の42ページにタクシーの状況等をまとめた資料がございます。これを受けて今回、分科会を設置していきます今日は交通事業者さんがメンバーということで明記されていますが、飲食店の方や利用者の方の声も聞けるようにしたいと思います。ライドシェア等だけでなく、例えばボランティアによる送迎みたいなものも考えられますので、こういうところに積極的に参画していただけるような方に参画していただいて、検討を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
宮川委員 （運輸支局）	先ほど天野委員のお話にあった、市民の方の意見も必要という点については私も同感に思っているところです。

	もう1点、新しい交通体系をこういうのがいいと分科会で決定した場合、どういう形で最終決定をするのかというのも考慮する必要があると思います。そうした際には交通事業者さんの意見も必要になりますので、交通事業者さんの意見も反映できるような形で検討を進めていただければと思います。
事務局	ありがとうございます。自由に新たな交通体系を構築して既存のタクシーやバスがなくなってしまっては困りますので、交通事業者の方にもご意見をいただきながら進めていきたいと思います。
天野委員 （商工会）	こちらで検討した方針はいつまでにまとめる予定ですか。
事務局	可能であれば今年度中に方針をお示しできればと思っておりますが、やり手がいるかどうかというのが大きな問題でありますので、やり手を探しながら早めに解決していきたいと考えております。
河邉議長 （都市建設部長）	それでは分科会の設置について採決に移ります。本案について、原案どおり承認することに異議ない方は挙手をお願いいたします。 ※全員挙手。全会一致で承認。
河邉議長 （都市建設部長）	ありがとうございました。 それではここでライドシェアの現況について、愛知運輸支局の宮川委員にご説明をお願いしたいと思います。
宮川委員 （運輸支局）	今日配布させていただきました資料を使って、現状の国の動きについて簡単にご説明させていただきます。資料の2，3ページ目には自動車を使った旅客運送について簡単にまとめさせていただいております。 一般乗合旅客自動車運送事業というのが、いわゆるバスになります。この中には路線バスやデマンド交通というものが含まれております。3ページ目の真ん中にある一般常用旅客自動車運送事業というのがタクシーになります。こういったお客さんを乗せてお金をいただく事業を行う前には緑ナンバーの許可を取ってくださいというのが原則的な考え方になります。 自家用車いわゆる白ナンバーの車については基本的にお金を取って人を運んではいけませんということになっているのですが、例外的に緑ナンバーの車では対応できない場合や公共の福祉に資する場合などは手続きをすれば実施できます。これが法78条というところに記載されている部分になります。自家用有償旅客運送は緑ナンバーの方々がそもそもいないという時間や地域をカバーするものになります。また、障害者の方に専門的な知見で介助をする必要がある場合には福祉有償運送として自家用車で運送ができます。 また、下には自家用車活用事業とありますが、こちらはタクシーが時間帯や地域によって不足している場合において、一般の車でもタクシーの代わりができるようにしましょうという制度が最近できたものになります。こちらの詳細について説明しているのが4、5ページ目ということになります。

	こちらの5ページ目に説明されているのがいわゆるライドシェアというものになりますが、こちらについては現行の法制度ではあくまでタクシーを補完するものという整理になっています。ですので、払う運賃についてもタクシーと一緒で、予約の方法についてもタクシーと一緒、運転手は一種免許でも大丈夫ですが、タクシー会社さんの運行管理と呼ばれる安全管理を受けていただきます。自動車も白ナンバーでもいいのですが、タクシー会社さんの責任でもって管理していただくという制度になっています。 具体的に自家用車活用事業をやるためにどのような仕組みになっているのかについては、7ページに記載しています。自治体さんでタクシーが足りていないという実態がある場合は、タクシーが足りていない時間帯等を調査していただいて国に申し出をすると、枠を設けさせていただくという形になります。そうした地域についてはタクシー会社さんから自分の会社で自家用車活用事業を行うという申し出を行っていただくものになります。ただ、こちらで注意していただきたい点があります。冒頭であくまでタクシーを補完するものと申し上げましたが、タクシーというのは単一市町村で収まるものではなく、交通圏と呼ばれているものの単位で自家用車活用事業を実施できることになっています。例えば田原市では東三河南部交通圏というものに含まれており、豊橋や豊川までエリアになっています。田原市さんで自家用車活用事業をやりたいと手を挙げていただいたとしても、一般のドライバーさんが豊橋のほうが儲かるからといって田原市にはドライバーがいないというケースも制度上ではあり得る事例になります。ですので申し出をされる際にはそのようなことがないように環境を整えて実施していただくのが必要かと思います。 8ページ目については自家用有償運送と自家用車活用事業の差を説明している部分になります。公共交通が足りない際の制度が自家用有償運送で、タクシーが足りない際の制度が自家用車活用事業という整理をしていただければと思います。 14ページをご覧ください。自家用車でお金をもらってはいけませんという決まりがあって、特例を受ける場合は手続きを踏んでくださいというお話をさせていただきましたが、ただお金をもらうという部分についても、ある一定の範囲内であれば無償とみなして規制の対象外とする考え方もございます。ボランティア輸送みたいな形になるのですけども、無償と呼ばれる範囲内で、人を運んであげるというところもサービスとして考えられることになっています。この部分について国でも色々な検討を重ねて、できるだけ使いやすい有効な制度を作るように考えているところでございます。最後の15、16ページは検討を行っておりましたというところを簡単に説明したものになりますのでご参考にご覧いただければと思います。 説明は以上になります。
事務局	補足の説明をさせていただきます。ライドシェアを開始しましたということで、ニュースや新聞等で報道されているかと思うのですが、開始できる地域が国から指定されておりまして、愛知県でいいますと名古屋交通圏というところが指定されています。基本的には現在田原市はタクシー不足に当たらない圏域に入っています。今すぐライドシェアできるところではないということで、もし田原市が実施するであれば、申請を東三河南部の圏域を踏まえて提出してくださいという制度になっています。我々が手を挙げてないということではなく、国の方からできる状態ではない範囲に田原市はなっているというのが基本になっています。そちらを踏ま

	えて検討しながら、手を挙げていくのか、他の方法がいいのかどうかということをすべて分科会等で検討して参りますのでよろしくお願いします。
河邉議長（都市建設部長）	それでは協議事項はすべて終了いたしました。議長の任を解かせていただき、事務局に進行をお返しいたします。その他、連絡事項をお願いいたします。
	［4　その他］ **（1）意見・情報交換** ※意見等なし **（2）次回の開催予定について**
事務局	ありがとうございました。それでは次回開催予定でございます。 次回公共交通会議につきましては12月または1月の開催を予定しております。 それでは皆さん、長時間にわたり、慎重審議いただき誠にありがとうございました。これをもちまして会議を閉会させていただきます。